外注化阻止ニュース　第２５２号
〔発行日〕２０１６年３月１７日
〔発　行〕動労千葉を支援する会
千葉市中央区要町２－８ＤＣ会館
http://www.geocities.jp/kanemasa1616/
ＪＲの業務外注化と非正規雇用化に反対するニュースです。感想や意見、現場の情報をお寄せ下さい。dc-info@deluxe.ocn.ne.jp

次は白紙撤回だ！

ＣＴＳ就業規則　みんなの力があれば止められる

ＪＲ千葉鉄道サービス（ＣＴＳ）は、就業規則改悪の４月１日実施を断念しました。しかし会社はあきらめていません。次は白紙撤回です。

現場の声が大きな力になった

今回の実施断念は、現場からの怒りや疑問の声が大きな力になりました。当初、会社は団体交渉でも「説明会を３月上旬に行い、４月１日から実施する」と強硬姿勢でした。多くの人がよく知らないうちに既成事実化を狙う姿勢がありありでした。

しかし、これまでならば65歳まで働けた契約社員が雇い止めされる重大な問題です。瞬く間に各事業所で怒りの声が拡大しました。

一人ひとりは微力でも、たくさんの声が集まれば大きな力になります。

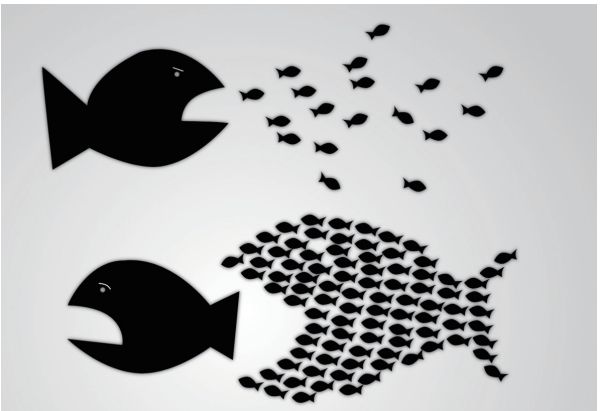

会社は、各事業所で説明会を強行しても現場からの抗議や疑問に対応できない状況に陥ってしまい、ついに「４月１日の実施は延期」と回答せざるを得なくなったのです。

労働者が同意しない限り不可能

労働契約法18条では、５年以上働いた労働者が申し入れれば無期契約となります。国会答弁や厚生労働省の通達は次の通りです（要旨）。

（駅や車両の清掃のように）ずっと存在する仕事で働く労働者に雇い止めの不安があれば、有給休暇などの労働者の様々な権利の行使が難しくなるので、有期契約が５年を超えて反復更新された場合は無期雇用に転換する仕組みをつくる。

５年ごえ直前の雇い止めや５年ごえ前の上限雇用期間の設定は、よほど良く説明して労働者の納得を得て書面の同意を得ない限り許容されない。これが学者や有識者の意見の大勢です。

労働者と労働組合が同意しなければ、今回のような雇い止め制度は絶対に許されないのです。みんなが同意せずに力をあわせて反対すれば白紙撤回できます。

動労千葉、３・17ストライキ

動労千葉は、就業規則改定の白紙撤回や65歳まで安心して働ける労働条件などを求めて３月17日にストライキに入ります。就業規則改定の白紙撤回へ共に闘おう。